

監査公表第 581 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 20 年 3 月 5 日

京都市監査委員	棕	田	知	雄
同	柴	田	章	喜
同	江	草	哲	史
同	出	口	康	雄

京都市職員措置請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

(1) 請求の趣旨

1. 2006 年度のジュニア・アチーブメント日本との委託契約に関して

2007 年 3 月 31 日、京都市から委託を受けていたジュニア・アチーブメント日本（以下、「J A 日本」という。）の「スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業に関する委託契約」（以下、「本件委託契約（2006 年度）」という。）の委託期間が終了し、「事業報告書及び決算報告書」（以下、「報告書」という。）が同年 7 月 31 日に京都市に提出された。

この委託契約は、2006 年 10 月 10 日に締結されたもので、委託料 2,000 万円は、翌年 1 月 18 日に全額が前金払いで J A 日本に支払われている。

しかし、以下、述べるように、J A 日本による本件委託契約（2006 年度）の履行は全く不十分なものであり、京都市教育委員会（以下、「市教委」という。）の門川教育長、在田総務部長らは、J A 日本に対して、すでに支払われた前金払いの精算（返還請求）を行わなければならなかったが、それを怠っている。

① 本件委託契約（2006 年度）の契約書第 6 条には、「乙（J A 日本）は甲（京都市）に対し、事業終了後速やかに、事業報告書及び決算報告書を提出するものとする。」と定められているが、この報告書は、事業終了後、4 ヶ月も経過してやっと提出されており、とても「速やか」といえるものではない。よって、「速やか」に報告書を提出しなかった J A 日本の行為及び 4 ヶ月間も放置した市教委の行為は、契約書第 6 条に違反する。

② しかも、この報告書は、わずか 2 ページだけの簡単なもので、事業報告書に記載された業務内容も、当初の契約書に添付された仕様書の項目をそのまま羅列したものにすぎない。また、決算報告書をもても、項目と金額がおおまかに羅列されているだけで、どのような業務が実際に行われたのか、そしてその費用が契約金額の 2,000 万円に見あうものかが

全くわからない。とても、契約書第6条に定める事業報告書・決算報告書といえるものではない。

たとえば、決算報告書では、「広場・ブース設営」として、10,001,680円と計上されているだけである。備考欄には、「広場等共用部分施工」「ブース設営」「間仕切り設営」「設備・備品等購入」とあるが、それぞれの金額が計上されておらず、いったい何をしたのか全くわからない。「設備・備品等購入」というのなら、どのような単価・数量の設備・備品を購入したのかが記載されていなければ、委託業務の報告書といえるものではない。「広場等共用部分施工」「ブース設営」「間仕切り設営」などについても、図面等を添付し、実際にどのようなものを設営・施工したのかが具体的に示されていなければならなかった。

これは、「システム構築費」、「機材作成費」、「人件費」等の項目についても同様である。

そもそも、本件委託契約（2006年度）は、当初の契約書や契約書に添付された仕様書でも、京都市として、いったいどのような内容の業務を委託したのかが具体的に示されていなかった。京都市はいったい何を発注して、具体的にどのような業務がなされたのか、また、その業務内容は、委託料にみあうものなのかが全く検証されていない杜撰な委託事業であり、自治体が公金を使って行う業務としてはあり得ないものである。

- ③ さらに、同年11月18日、本件委託契約（2006年度）に対して住民監査請求が再度提出された。すると、JA日本は、同年12月10日になって、決算報告に記載の教材作成費の数値が誤っていたとして、7月31日に提出した報告書の修正を行った（以下、「修正報告書」という。）。

これらの内容をまとめたものが別表1である。まず、7月の報告書では、それぞれのワークブックや指導者マニュアルの納品部数や単価が、契約時の見積書に記載されていた数値から大幅に変わっていた。さらに、修正報告書では、7月の報告書から再度、大幅に修正されている。

また、決算報告書では、見積書では全くみていなかった「発送・仕訳、バイнда等」の費用を285,450円計上したが、修正報告書では、それがなくなり、新たに、「教材作成に係る人件費」として、1,134,000円を計上している。

このような成果品の納品部数といった重要な数字や、支出項目の入れ替えなどを、住民監査請求が出されたからといって、事業終了後9ヶ月、報告書提出後5ヶ月も経過してから修正することは許されない。

このような修正は、7月の報告書が全く虚偽のものであったことを意味している。そのような虚偽の報告書を提出したJA日本、また履行確

認後の検査を怠り、虚偽の報告書を受領していた市教委の門川教育長、在田総務部長らの責任は大きい。

④ また、本件委託契約（2006年度）については、仕様の変更に関する記録、また、函面、納品記録等の履行確認の書類が作成されていない。

以上、述べてきたように、J A日本による本件委託契約（2006年度）の履行は全く不十分なものであった。

門川教育長は、2005年9月26日、J A日本と事業の実施に関する合意書を締結することを決裁するなど、本事業の総責任者であった。また、本件委託契約（2006年度）に対しては、2007年1月19日、同年11月8日の2回、住民監査請求が行われているが、監査委員会に提出した詳細な説明資料は、いずれも門川教育長が決裁している。従って、門川教育長は、本件委託契約（2006年度）の内容を熟知しており、さらに、本件委託契約（2006年度）が適切に実施されているかどうかの履行確認をしなければならなかった。（なお、門川教育長は、支出決定者ではなかったが、支出決定者と連帯して本件支出額相当の損害賠償責任を持つことは、同じく京都市教委の事業に関する住民訴訟の京都地裁判決（2007年12月26日）でも認定されたとおりである。）

また、在田総務部長は、本件委託契約（2006年度）の締結、支出負担行為書の決裁を行ったものであるから、事業終了後の履行確認についても、その責任を有していた。

以上のように、門川教育長、在田総務部長は、J A日本に対してすでに支払われた前金払いの精算（返還請求）を行わなければならなかったが、それを怠った。返還請求の金額は、函面、納品記録等の履行確認の書類が作成されていないため算出不可能であり、委託費の全額とせざるを得ない。従って、両名は連帯して、2,000万円の損害賠償金を支払うこととの勧告を求めらる。

なお、予備的請求として、教材作成費の単価の大幅な増額、また、教材作成費に係る追加人件費等の費用（これらの増額分は、別表2の計算書のように、1,927,500円となる。）は認められないので、両名は連帯して、1,927,500円の損害賠償金を支払うこととの勧告を求めらる。

2. 2007年度のジュニア・アチーブメント日本との委託契約に関して

2007年6月1日、榊本頼兼京都市長と椎名武雄J A日本理事長は、京都市の小学校・中学校における「スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業の実施に関する委託契約」（以下、「本件委託契約（2007年度）」という。）を委託料500万円で締結し、委託料の全額が、2007年7月19日に前金払いでJ A日本に支払われた。これは、下記のように違法・不当な公金

支出である。

① 本件委託契約書には、京都市契約事務規則第 35 条第 1 項に定める契約保証金、履行遅滞その他義務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、危険負担、かし担保負担、契約の履行の際生じる第三者との紛争の解決等について記載されておらず、同条第 1 項に違反する。

② この委託契約にあたって、京都市長から示された委託契約書の仕様書をもみても、大まかな事業の内容が書かれているだけで、京都市としていったい何を委託したのか、その詳細は全く分からない。仕様書は、契約内容を具体化し、契約当事者間で解釈に差異のないようにするために必要なものであり、本件のような仕様書は不適切である。

また、契約にあたって J A 日本から提出された見積書も、「教材改訂費用」「システム整備費」「教材印刷費」「人件費」がそれぞれ、「一式」として金額が計上されているだけで、その明細、積算根拠は全く示されていない。公文書公開請求によっても、明細、積算根拠を示す文書は出されておらず、作成されていなかったことは明らかである。このような杜撰な見積書では、委託料が 500 万円になると決定できなかったはずである。

③ 仕様書によれば、委託内容は、「プログラムの修正及び当該修正を反映したシステム整備、児童・生徒用ワークブック及び指導者マニュアル等作成」等とされている。

しかし、2006 年度の J A 日本との委託業務が、本年 3 月 31 日に終了してからわずか 2 ヶ月しかたっていないのに、再度、「プログラムの修正」を発注したのである。このような短期間のうちに「修正」を強いられたというのは、昨年度の業務内容が不十分なものであったというほかはない。

しかも、2006 年度の委託業務についての報告書が提出されたのは、7 月 31 日であった。前年度の業務の報告書も提出されていないのに、前年度の業務の「修正」を発注できるはずはない。これも、2006 年度の委託契約を 2,000 万円を発注したのと同様、ともかく 500 万円を渡すから適当にせよという違法・不当な委託であったことを示している。

④ また、地方自治法施行令第 167 条の 16 では、普通地方公共団体は、契約の相手方から契約保証金を納めさせなければならないとされている。また、京都市契約事務規則第 29 条から 31 条でも契約保証金についての定めがある。今回の契約にあたって、J A 日本からは、契約保証金は納められておらず、地方自治法施行令、京都市契約事務規則等に違反する。以上のように、本件委託契約（2007 年度）にもとづく 500 万円の公金支

出は、違法・不当なものであった。

門川教育長は、事業の責任者として、支出決定者と連帯して本件支出額相当の損害賠償責任を持つことについては、前述の2006年度の委託事業に関する部分で述べたとおりである。

また、市田総務課長は、本件委託契約（2007年度）の締結、支出負担行為書の決裁にあたって、地方自治法施行令や京都市契約事務規則等に反しないかどうか、十分に審査を行う義務があった。

従って、門川教育長、市田総務課長は、連帯して、500万円の損害賠償金を支払うこととの勧告を求める。

(2) 請求者

京都市西京区

氏名 A ほか10名

以上、地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を要求する。

京都市監査委員様

2008年2月1日

注1 請求人の氏名を記号化した。

2 請求人の住所の一部及び職業並びに京都市職員措置請求書別表1、別表2及び事実証明書の記載を省略した。

3 11名の請求人のうち、1名は平成20年2月21日付けで請求書を提出した。

4 11名の請求人のうち6名からの請求については、地方自治法第242条第1項の規定に適合していないものとして、平成20年2月29日付けで却下した。

請求人に対する監査結果の通知文

監 第 9 0 号

平成20年2月29日

請求人 様

京都市監査委員 椋 田 知 雄

同 柴 田 章 喜

同 江 草 哲 史

同 出 口 康 雄

京都市職員措置請求について（通知）

平成20年2月1日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく京都市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、同条第4項の規

定により通知します。

- 1 本件請求の対象とされている財務会計上の行為及び怠る事実のうち、スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業（以下「本件事業」という。）の実施に関する平成18年10月10日付け委託契約に基づく委託料の前金払の精算を怠る事実については、平成19年11月8日付けで提出された住民監査請求に基づき監査を実施し、同年12月28日付けで請求人に通知するとともに同20年1月7日付け監査公表第578号により公表している。また、本件事業の実施に関する平成19年6月1日付け委託契約の締結及びこれに基づく委託料の支出については、上記住民監査請求と同日に提出された住民監査請求に基づき監査を実施し、同年12月28日付けで請求人に通知するとともに同20年1月7日付け監査公表第579号により公表している。
- 2 同一の事件について、2以上の住民監査請求が提出された場合、1の請求について行った監査の結果に基づき、他の請求に係る事実がないと認めるときは、当該他の請求について改めて監査することなく、その旨を請求人に通知すれば足りるものと解されている（昭和34年3月19日行政実例）。

本件請求の対象とされている上記1の各事実については、既の実施した上記1の各監査の結果に基づき、いずれも違法又は不当であるとは認められないから、本件請求については、請求の対象とされている財務会計上の行為及び怠る事実について改めて監査を行うまでもなく、請求に理由があるとは認められない。
- 3 なお、本件請求においては、上記1の各住民監査請求と比較して、措置請求の内容及び相手方が追加されていることが認められるが、措置請求の内容及び相手方は、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実が認められる場合に検討すべき事項であって、上記のような事情をもって、請求の対象の同一性に係る上記2の認定が左右されるものではない。
- 4 以上のとおり、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

（監査事務局第一課）